

総合地球環境学研究所図書室に所蔵する図書等の紛失又は汚損等の届出及び弁償に関する申合せ

平成 21 年 10 月 27 日 所長裁定

平成 28 年 4 月 1 日 改 正

(趣旨)

第1 総合地球環境学研究所図書室図書等利用規則（平成18年12月26日制定規則第70号）第16条に規定する総合地球環境学研究所図書室（以下「図書室」という。）が所蔵する図書、雑誌その他の資料（以下「図書等」という。）の紛失又は汚損等（以下「紛失等」という。）の届出及び弁償に関し必要な事項について次のとおり申し合わせるものとする。

(紛失等の申出)

第2 利用者が図書等を紛失等した場合は、情報・図書委員会委員長（以下「委員長」という。）に別記様式により届け出なければならない。

(弁償)

第3 委員長から図書等の弁償を求められた者は、紛失等した図書等と同一のものを本人の負担により弁償するものとする。ただし、その弁償が困難である場合は、情報・図書委員会で検討のうえ、弁償方法を決定するものとする。

(弁償期限)

第4 図書等を紛失等した者は、やむを得ない事情がある場合を除き、第2に規定する届出の提出後、1カ月以内に弁償を完了させなければならない。

(弁償後の図書等の発見)

第5 弁償後に紛失等した図書等が発見された場合、直ちに図書室に返却するものとする。ただし、一旦弁償された図書等及びその費用は返却しないものとする。

附 則

この申合せは、平成21年10月27日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

(別記様式)

図書等の紛失又は汚損等に関する届出

年 月 日

総合地球環境学研究所

情報・図書委員会委員長 殿

氏 名 印
所属・身分
住 所
T E L

総合地球環境学研究所図書室所蔵の図書等を紛失又は汚損等いたしましたので、「総合地球環境学研究所図書室図書等利用規則」第16条第1項及び「総合地球環境学研究所図書室に所蔵する図書等の紛失又は汚損等の届出及び弁償に関する申合せ」第2の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

また、図書等の紛失等による弁償については、情報・図書委員会委員長からの求めに従います。

記

タイトル			
編著者			
出版社			
出版年		図書等の I D	
紛失等に至った原因・状況 について	【 紛失 ・ 汚損 ・ 破損 ・ その他 () 】		
紛失等した日	年	月	日

以下図書室にて記入

【担当者：】

貸出日	年 月 日			返却期限	年 月 日		
処理段階	受付	書架確認	紛失等 処理	新本受領	受入	目録	配架
処理日							
備考	・複本 (有 [冊] / 無) ・現物弁済 / 弁償						